

様式第30の4（第9条第2号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告	
年 月 月末現在	
サービスの種類	FWAアクセスサービス
事業者名	
法人番号	
回線数	
参考事項	

- 注1 電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。
- 2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の回線数を自らの回線数として含めること。
- 3 ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスの回線数は、自らの回線数に含めないこととし、様式第30の5で報告すること。
- 4 注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。